自主的避難等対象区域(福島市)において、福島市に対し、固定資産税評価額を基準に賃料を定めて土地を賃貸している申立人の営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響による固定資産税評価額の下落に伴い賃料も下落したことを考慮し、平成29年4月分から平成30年3月分まで、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」という。)において、申立人X組合(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1. 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないこととする。

記

損害項目 営業損害(逸失利益)

期 間 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日

2. 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目及び期間に対する和解金が、 金985,493円であることを認める。

3. 支払方法

(省略)

4. 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5. 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(第1項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年5月25日

(仲介委員 二瓶茂)